

国保の新保険証(一斉更新)を発送

現在お使いの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は3月31日となっております。4月1日から新しい保険証に変わります。3月下旬に新しい保険証を簡易書留で郵送しますので、記載事項に間違いがないか確認してください。また、有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、細かく裁断のうえ各自で処分していただくか、国保年金課へ返却してください。

◆退職者被保険者証

長年勤めた会社(20年以上勤務または40歳以後に10年以上勤務)を退職した方で、現在、厚生年金などの被用者年金を受給されている65歳未満の方とその被扶養者は退職者医療制度の対象になります。該当する方は年金証書と印鑑、保険証を持参して申請してください。

退職者医療制度は、国保財政を健全化するための制度ですのでご協力をお願いします。

◆高齢受給者証

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には、保険証のほかに高齢受給者証を交付します。これを医療機関で提示すると負担割合が1割または3割になります。なお制度改正により、4月から70歳以上75歳未満の方のうち現役並みの所得のある方以外は、医療を受けたときの負担割合が2割に引き上げられる予定ですが、この見直しが凍結され、1割に据え置かれます。3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、保険証と一緒に大切に保管し、医療を受けるときは忘れずに提示してください。

◆長寿(後期高齢者)医療制度

75歳になると、国保を脱退して長寿医療制度で医療を受けることとなりますので、平成25年度中に75歳になられる方は有効期限が誕生日の前日までとなっております。

◆国保加入者の異動は早めに届け出を

国保は、他の健康保険に加入・脱退したときや、転入・転出したときから加入・脱退することになります。届け出が遅れると、何カ月分も保険税をまとめて納付しなければなりませんので、異動があった場合は速やかに届け出てください。

◆保険税の滞納にご注意を

保険税を1年以上滞納している場合は、保険証を返還していただき「資格証明書」を交付します。この資格証明書で受診すると、医療機関の窓口で医療費をいったん全額負担し、後日、市役所の窓口で申請し、特別療養費として支給を受けることとなります。また、保険税の滞納状況によっては有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。その他特別な事情がなく滞納している方には、滞納分の保険税を納付するまで、保険給付の差し止めや、差押えなどの処分をすることがあります。納付が困難な場合は早めに国保年金課国保係へご相談ください。

◆保険税の納付は便利な口座振替に

保険税の納付は口座振替を利用すると大変便利です。指定された預貯金口座から自動で納付されるため、納期のために金融機関へ行く手間が省け、納め忘れもありません。金融機関の窓口で通帳と届け出印を持参して手続きをしてください。

なお、保険税は世帯主が変わると口座から引き落としができませんので、再度金融機関で手続きをしてください。また残高不足などで引き落としができなかった場合、後から口座に入金しても再度引き落としはできませんので、納期前に残高を確認してください。

◆年金からの天引き(特別徴収)

65歳以上75歳未満の世帯の方で一定の要件に該当する場合は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。

また、特別徴収の対象になった世帯であっても保険税に滞納がなく、口座振替を希望する場合は、申請により口座振替を選択できます。

◆ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬と同等の効き目や安全性を認められた薬です。開発コストが少ないため、安価な価格が設定されていて医療費が節約できます。ご利用を希望される場合は、保険証と同封の「ジェネリック医薬品相談カード」をかかりつけ医や薬剤師に提示し、ご相談ください。

◆照会先 国保年金課

701 〔FAX〕23-7739 23-7